

令和5年度 相模原市立

# 双葉小学校いじめ防止基本方針



双葉小学校

令和5年 4月

## 相模原市立双葉小学校いじめ防止基本方針

【目指す子どもの姿など】～助け合い よく考える子～

○やる気のある子      ○努力する子      ○思いやりのある子

### 【家庭・地域との連携】

双葉小 PTA  
学校評議委員会  
青少年健全育成協議会  
ふたばっ子みまもり隊  
双葉児童クラブ  
御園児童館

### 【校内組織】

【双葉小学校いじめ防止対策委員会】学期に1回・随時行う ※構成員  
委員長（校長）  
副委員長（副校長）  
委員（教務主任、総括教諭  
児童支援専任教諭、支援教育コーディネーター、養護教諭、青少年教育カウンセラー、各学年主任）

### 【関係機関との連携】

教育委員会  
青少年相談センター  
相模原南警察署  
児童相談所  
南子育て支援センター  
麻溝台中学校区児童生徒指導推進協議会  
ケース会議

### 【いじめの未然防止】

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - ・公開授業の実施    ・ソーシャルスキルトレーニング
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
  - ・異学年交流（ペア活動）    ・児童会が中心となったあいさつ運動
- (3) 教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動を推進する。
  - ・道徳の授業    ・福祉体験    ・地域交流
- (4) いじめ（インターネット等含む）について、共通理解を図る。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と協議の機会を設ける。

### 【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
  - ・授業時間、休み時間、給食中の様子    ・個人面談
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
  - ・アンケートは学期に1回
  - ・教育面談を年2回実施（7月・12月）  
在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

### 【いじめへの対処】

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもとに毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

## 1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、双葉小学校全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいきます。

また、学校と家庭、地域、その他の関係機関との連携も積極的に行います。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

双葉小学校では、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置きます。この組織を中心として、本校全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行っていきます。

- 組織名称：【双葉小学校いじめ防止対策委員会】
- 構 成 員： 委員長（校長）副委員長（副校長）委員（教務主任、総括教諭、児童支援専任教諭、支援教育コーディネーター、養護教諭、青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、各学年主任）
- 定例会学期に1回 随時行う。
- 委員会の取組内容
  - (1) いじめの未然防止の取組
  - (2) いじめの早期発見の取組
  - (3) いじめへの対処
  - (4) 重大事態への対処

## 3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、双葉小学校では、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組めます。

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくり集団づくりを行う。
  - ① 授業改善 : 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり、公開授業の実施
  - ② 居場所づくり: 話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
  - ① 絆づくり : 自主的な運営 異学年交流【ペア活動（6年生による1年生の給食・清掃活動等の手伝い）】 インクルーシブな教育活動
  - ② 児童会活動: あいさつ運動 「ありがとうカード」「ふわふわことば」などの取り組み・委員会活動における自主的な取り組み
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
  - ① 人権教育の充実: 「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。人権教室の実施。
  - ② 道徳教育の充実: 特別の教科道徳を全校同じ時間に行うとともに授業の時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践をする。
  - ③ 福祉体験、地域交流
  - ④ 体験活動学習
  - ⑤ 小中一貫、キャリア教育

(4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者 に対しても周知徹底を図る。

- ① 校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修
- ② 教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取組の充実を図る。
- ③ 全校・学年朝会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話
- ④ 保護者会、学級懇談会においての啓発

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

- ① 安全指導日(地区郊外委員)、ふたばっ子みまもり隊の方との懇談会
- ② 地区青少年健全育成協議会

#### 4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないように、双葉小学校全教職員でアンテナを高く保ちます。

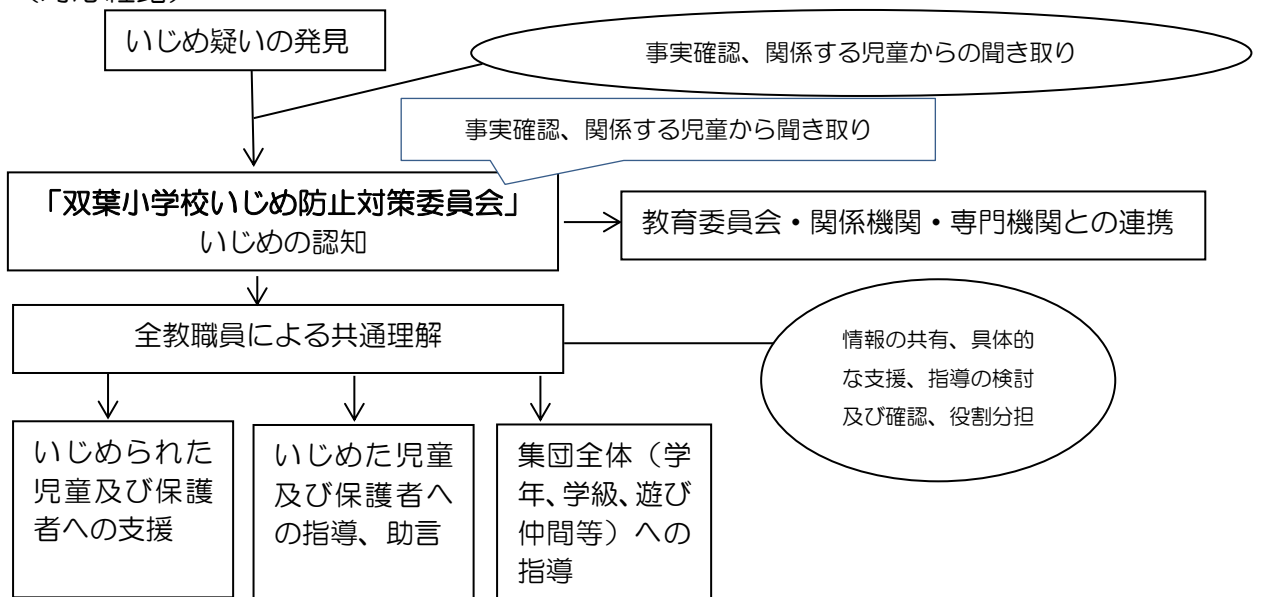
- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
  - ① 児童の普段と違った様子・行動に気づく(授業時間、休み時間、給食中の様子など)
  - ② 教育面談等により把握
  - ③ 日頃から家庭や地域との連携の充実を図り、児童の気持ちや行動の小さな変化を読み取る。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取組む。
  - ① アンケートの実施：学期毎に1回
  - ② 子ども相談週間：子どもたちが、学校のどの教職員にでも相談できる週間を設定。
  - ③ 教育面談7月7日(金)～7月14日(金)  
12月13日(水)～20日(水)
  - ④ 気付いた情報に対して、報告・連絡・相談を徹底する。
  - ⑤ 保健室や相談室(すこやか)、個別の学習支援教室(るんるんルーム)の利用の紹介を積極的に行う。
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
  - ① 相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー 毎週火曜日  
TEL：042-746-0543 (直通)  
いじめ相談ダイヤル：042-707-7053  
ヤングテレホン：042-755-2552
  - ② 保健室だより、相談室だよりの発行
  - ③ 青少年教育カウンセラー・学校教育課人権児童生徒指導班による巡回相談

## 5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
  - ① 校内の「双葉小学校いじめ防止対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）に直ちに情報を共有する。
  - ② すみやかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体（学年、学級、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
  - ③ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する
  - ① 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
  - ② 各警察署、県警少年相談・保護センター
  - ③ 青少年相談員
  - ④ 児童相談所、南子育て支援センター

(対応経路)



## 6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行います。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものです。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、すみやかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 速やかに教育委員会に重大事態発生について報告する。
- (3) 調査の結果、明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、個人情報に配慮した上で適切に報告する。